

TMG 看護・介護・介護支援サービス事業所

身体拘束等の適正化のための 指針・マニュアル



Toda Medicalcare Group
戸田中央メディカルケアグループ

法人名 医療法人社団武蔵野会

事業所名 訪問看護ステーションつくし

TMG本部看護局 在宅療養部

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない看護・介護・介護支援サービスの提供を目指す。やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件や組織体制等を整備し、身体拘束等の適正化を目的に本指針を定める。

2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化を図る観点から「身体拘束等適正化委員会」を設置する。委員会運営管理の規約について、名称、目的、構成、会議、事業の条項を定める。なお開催は「虐待防止検討委員会」と同時に開催できるものとする。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法と手順を定めて行うものとする。

3. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のための職員研修は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき身体拘束等の適正化を徹底する為に必要な内容が望ましい。研修は定期的に年1回以上実施、また、新規採用時には必ず実施する。研修実施後は実施内容を記録し電磁的記録等により保存する。

4. 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針

被虐待者（本人）の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

TMG 看護・介護・介護支援サービス事業所等における対応方法をマニュアルに定める。

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

業務上又は職務上関係のある団体及び者については、身体拘束等を含む虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。発見者は市町村等の高齢

者虐待対応窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

TMG 看護・介護・介護支援サービス事業所等における報告フローをマニュアルに定める。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。また、事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針・マニュアルに定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとする。

附 則

この指針は、令和6年7月12日より施行する。

(高齢者) 身体拘束等の適正化及び対応マニュアル

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則廃止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

身体拘束・行動制限禁止の対象となる身体的行為 11 項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。② 転落しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |
|--|

※「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束等が一時的であること。

留意事項

・「緊急やむをえない場合」の判断は、担当職員個人又はチームで行うのではなく、事業

所全体で判断することが必要である。

- ・身体拘束等の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・緊急やむを得ない身体拘束等を行った場合には、その状況や対応に関する記録の作成が義務付けられている。
- ・身体拘束等の要件に該当しなくなった場合は、速やかに解除する。

身体拘束等に該当しない事例

- ・医師の意見書又は診断書により制作し、関節等の変形・拘縮の進行防止のための座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用。
- ・肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為。
- ・本人からの希望があり、その理由が一般通念上妥当であると判断される制限（例：Y字抑制帯や紐等で身体をベッドや車いすに固定することを本人が希望し、このことにより本人の安全が保たれる場合）
- ・行動障害等に起因する夜間等徘徊を防止するために行う、利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止を目的とする身体拘束について、頻繁に状態・様態の確認が行われている場合。

3) 身体拘束等がもたらす弊害

(1) 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や褥瘡発生などの外的弊害
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

(2) 精神的弊害

- ・生きる意欲の低下
- ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・家族に与える精神的苦痛（罪悪感や後悔）

(3) 社会的弊害

- ・看護・介護職員自身の士気の低下
- ・介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を招く恐れ
- ・心身機能低下による QOL の低下、さらには医療的処置が生じる事による経済的影響

2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

1) 身体拘束等適正化委員会の設置

TMG 看護・介護・介護支援サービス事業所では、身体拘束適正化に努める観点から、「身体拘束等適正化委員会」を設置する。委員会は「TMG 看護局在宅療養部 身体拘束等適正化委員会規約」に別途定める。

3. 身体拘束等の適正化の研修に関する事項

- 1) 身体拘束等の適正化の研修を定期的に年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず身体拘束等適正化を含む虐待防止のための研修を実施する。研修出席者は自事業所において伝達講習を行う。
- 2) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4. 身体拘束等発生時の対応方法に関する事項

- 1) 身体拘束等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、TMG就業規則に則り厳正に対処する。
- 2) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

※ 「TMG 看護・介護・介護支援事業所 虐待防止及び対応指針・マニュアル」 P22 図表 4-1
高齢者虐待対応の流れとTMG看護・介護・介護支援事業所の報告フロー参照

3) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応方法と手順

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(1) 利用前

- ① 事前の情報でやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、看護・介護サービス計画等に記載し、利用者、及び家族に対し事業所管理者が説明を行い「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式1）を以て同意を得る。

(2) 利用時

利用中の経過からやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において、その理由・方法・時間帯や時間・特記すべき心身の状況・開始及び解除の予定等について協議検討して議事録に残す。また身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）は、その状況について確認、検討し議事録に残す。

(3) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、事業所職員全体で協議しその理由を看護・介護サービス提供記録等に記録する。その後の対応については身体拘束等適正化委員会において協議する。

- ② 家族への説明は翌日までに事業所管理者が行い同意を得る。

(4) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」(様式2)を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か解除かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い「身体拘束経過記録」(様式3)に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は事前又は即日、事業所管理者より家族等に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(5) 身体拘束等実施時の記録について

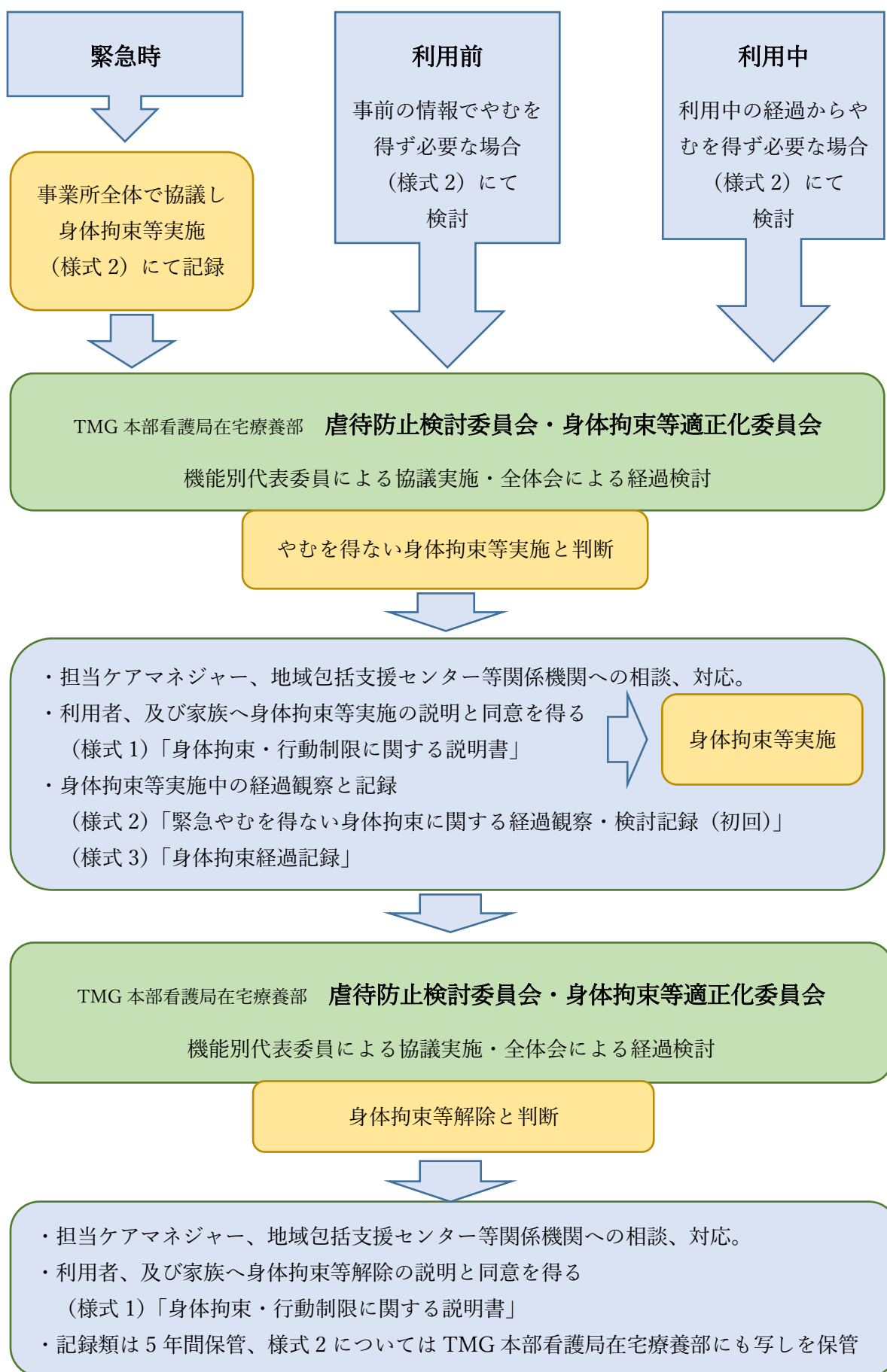
(様式1)「身体拘束・行動制限に関する説明書」

(様式2)「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録(初回)」

(様式3)「身体拘束経過記録」

上記の記録については、当該事業所にて5年間保管する。なお様式2についてはTMG本部看護局在宅療養部にも写しを保管する。

図表 1 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応フロー



5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する事項

- 1) 職員等が他の職員等による身体拘束等を発見した場合、担当者（虐待防止検討委員＝事業所所長）に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- 2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、身体拘束等の虐待を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録する。
- 3) 事実確認の結果、身体拘束等の事象が事実であることが確認された場合には、当該身体拘束等適正化委員会（TMG 本部看護局）へ報告する。当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- 4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- 5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、身体拘束等適正化委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。
- 6) サービス提供時に身体拘束等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- 7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。また、事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

附則

2024 年 7 月 12 日承認

【参考資料】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 身体拘束について
(厚生労働省)」

「身体拘束 0 への手引き (厚生労働省身体拘束 0 作戦推進会議 2001.3)」

「身体拘束等の適正化のための指針 (案) (和歌山県ホームページ)」

「身体的拘束等の適正化の推進 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 地域生活・発達障害者
支援室虐待防止専門官/障害福祉専門官 松崎貴之)」

「身体拘束ゼロマニュアル」令和 2 年 4 月三浦しらとり園 人権委員会

【様式 1、2、3】

(様式 1) 身体拘束・行動制限に関する説明・同意書

(様式 2) 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録 (初回)

(様式 3) 身体拘束経過記録